

が疾対第 4332 号
令和 3 年 3 月 5 日

公益社団法人神奈川県病院協会会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部精神保健医療担当課長
(公印省略)

精神科コロナ重点医療機関認定要綱の改正について (通知)

さて、本県では、令和 2 年 5 月から、精神疾患を有し、かつ、新型コロナウイルスに感染した方に適切な医療を提供する精神科コロナ重点医療機関の運用を行っておりますが、このたび、「精神科医療に係る神奈川モデル医療機関認定要綱」を改正し、新型コロナウイルスの治療を終えた下り搬送の患者を受け入れる「精神科コロナ重点医療機関協力病院」を定めましたので、お知らせします。

また、精神科救急における新型コロナウイルス感染症疑い患者等を受け入れる疑い例等対応病院についても「精神科コロナ重点医療機関協力病院」に改めましたので、併せてお知らせします。

つきましては、貴会員に、精神科コロナ重点医療機関等として御協力いただきますよう、周知をよろしくお願い申し上げます。

なお、精神科コロナ重点医療機関等への認定について同意いただける病院におかれましては、精神科医療に係る神奈川モデル医療機関同意書（第 1 号様式）を提出いただくこととしております。

また、神奈川県精神科病院協会に対しても、別途通知していることを申し添えます。

問合せ先

がん・疾病対策課

精神保健医療グループ 最首

電 話 045-285-0639(直通)

精神科医療に係る神奈川モデル医療機関認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた神奈川県の新たな精神科医療体制（以下「精神科医療に係る神奈川モデル」という。）における精神科コロナ重点医療機関及び精神科コロナ重点医療機関協力病院（以下「精神科コロナ重点医療機関等」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

(精神科コロナ重点医療機関)

第2条 精神科コロナ重点医療機関は、次のいずれかの医療機関とする。

- (1) 点滴や酸素投与等が必要な新型コロナウイルス感染症患者の中等症患者であり、かつ、精神疾患を有する患者を重点的に受け入れる医療機関
 - (2) 新型コロナウイルス感染症患者の軽症又は無症状の患者であり、かつ、精神疾患を有する患者であって、その精神疾患の症状により他の精神科病院では対応が困難な患者を重点的に受け入れる医療機関
 - (3) 第1号の医療機関と連携し、精神科領域における、医療の提供や看護ケアの実施及びコンサルテーション等の支援を行う医療機関
- 2 前項各号の医療機関は重複することができる。
- 3 第1項第1号の医療機関の役割は次のとおりとする。
- (1) 新型コロナウイルス感染症患者であって、点滴加療、酸素投与が必要な患者、65歳以上の高齢者、重症化リスクが高い心疾患などの既往疾患があり経過観察が必要な中等症患者であり、かつ、精神疾患を有する患者の入院管理
 - (2) 「神奈川モデル医療機関認定要綱」第2条に規定する高度医療機関の入院管理において新型コロナウイルス感染症の症状が軽快し、中等症となった患者であり、かつ、精神疾患を有する患者の入院管理
- 4 第1項第2号の医療機関の役割は次のとおりとする。
- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の軽症又は無症状の患者であり、かつ、精神疾患を有する患者であって、その精神疾患の症状により他の精神科病院では対応が困難な患者の入院管理
 - (2) 第1項第1号の医療機関又は「神奈川モデル医療機関認定要綱」第2条に規定する高度医療機関の入院管理において新型コロナウイルス感染症の症状が軽快し、軽症又は無症状となった患者であり、かつ、精神疾患を有する患者であって、その精神疾患の症状により他の精神科病院では対応が困難な患者の入院管理
- 5 第1項第3号の精神科コロナ重点医療機関の役割は、第1項第1号の医療機関と連携し、精神科領域における、医療の提供や看護ケアの実施及びコンサルテーション等の支援を行うこととする。

(精神科コロナ重点医療機関協力病院)

第3条 精神科コロナ重点医療機関協力病院は、次項第1号及び第2号並びに第3号

の役割又は第4号の役割を担い、精神科コロナ重点医療機関を支援する医療機関とする。

2 精神科コロナ重点医療機関協力病院の役割は次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る検査結果は不明だが疑似症のある患者であり、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第27条又は第29条の2の規定による精神保健指定医の診察の結果、入院の必要があるとされた患者の入院管理
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る検査は未実施だが疑いのある患者であり、かつ、法第27条又は第29条の2の規定による精神保健指定医の診察の結果、入院の必要があるとされた患者の入院管理
- (3) 前号の患者について、県保健福祉事務所又は市保健所との調整による新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施
- (4) 精神科コロナ重点医療機関において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」に定める退院基準を満たした患者の入院管理

（認定）

第4条 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長（以下「本部長」という。）は、精神科コロナ重点医療機関又は精神科コロナ重点医療機関協力病院の役割を担うことができると認める医療機関を、当該医療機関の管理者の同意に基づき、精神科コロナ重点医療機関又は精神科コロナ重点医療機関協力病院として認定することができる。

2 前項の規定により同意をする者は、「精神科医療に係る神奈川モデル医療機関同意書」（第1号様式）を本部長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による認定にあたり、精神科コロナ重点医療機関及び精神科コロナ重点医療機関協力病院の区分は重複することができる。

（認定の変更等）

第5条 本部長は、精神科コロナ重点医療機関等の管理者から申し出があった場合は、認定を変更することができる。

2 本部長は、役割を欠くに至ったと認める場合又は精神科コロナ重点医療機関等の管理者から申し出があった場合は、認定を取り消すことができる。

（調査の協力）

第6条 精神科コロナ重点医療機関等は、県の調査や現地確認等の依頼があった場合は協力するものとする。

(情報の共有、公開)

第7条 精神科コロナ重点医療機関等の名称、病床数その他患者の搬送及び受入に
必要な情報は、精神科コロナ重点医療機関等、県、保健所設置市等関係機関で共有
するものとする。

2 精神科コロナ重点医療機関等の名称は、原則、公開とする。ただし、精神科コロ
ナ重点医療機関等から申し出があったときは、この限りではない。

(相互連携及び協力)

第8条 精神科コロナ重点医療機関等は、患者の治療や看護等にあたり、相互に連携
及び協力するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、精神科コロナ重点医療機関等の認定に関し必
要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定
は、令和2年12月25日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長 殿

所在地

名称

管理者

「精神科医療に係る神奈川モデル医療機関同意書」

令和 年 月 日付け 第 号で依頼がありました、精神科医療に係る神奈川モデル医療機関の認定について同意します。

区分	精神科コロナ重点医療機関	要綱第2条第1号該当	
		要綱第2条第2号該当	
		要綱第2条第3号該当	
	精神科コロナ重点医療機関協力病院		
備考			

- ※ 区分は、該当するものに○印をつけてください
- ※ 区分が重複する場合は、複数○印をつけてください
- ※ 精神科コロナ重点医療機関協力病院を選択した場合は、要綱第3条第2項に規定する役割のうち対応可能な役割を備考欄に記入してください。

事務担当

精神科医療に係る神奈川モデル医療機関に関する費用について

精神科医療に係る神奈川モデル医療機関認定要綱（以下「認定要綱」という。）第9条に規定する認定に関し必要な事項のうち、費用に関する事項は次のとおりとする。

- 1 精神科コロナ重点医療機関等において、認定要綱第2条第3項、第4項、又は第3条第2項の事務を行うに当たり、対象経費の欄に掲げた経費について、対応補助事業により交付申請を行うことができる。

認定区分	対象経費	対応補助事業
精神科コロナ重点医療機関 (認定要綱第2条第1項第1号 又は第2号に該当する医療機 関)	新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるに 当たり必要な病床確保料 (患者受入のために休床 とした病床を含む)、消毒 及び患者対応に伴い深夜 勤務となる医療従事者の 宿泊施設確保等	神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分） 別表1及び2 (2) 新型コロナウイルス感染症対 策事業 病床確保料は、1床あたり ICU 病床 97,000 円/日 重症又は中等症 41,000 円/日 その他病床 16,000 円/日
	人工呼吸器、簡易陰圧装 置等の備品、個人防護具 等の設備整備	神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分） 別表1及び2 (3) 新型コロナウイルス感染症患 者等入院医療機関設備整備事業
	重点医療機関の稼働病床 及び休止病床の病床確保 料 (国の重点医療機関の 指定要件を満たす場 合に該当)	神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分） 別表1及び2 (8) 新型コロナウイルス感染症重 点医療機関体制整備事業 病床確保料は、1床あたり ICU 病床 301,000 円/日 HCU 病床 211,000 円/日 その他病床 71,000 円/日 休止する病床が療養病床の場合 16,000 円/日

<p>精神科コロナ重点医療機関協力病院</p> <p>(認定要綱第3条第1項に該当する医療機関(ただし、同条第2項第4号に定める役割のみを担う医療機関を除く。))</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるに当たり必要な病床確保料(専用病棟化のために休床とした病床を含む)、消毒及び患者対応に伴い深夜勤務となる医療従事者の宿泊施設確保等</p>	<p>神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)別表1及び2</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業</p> <p>① 国の協力医療機関の指定要件を満たす場合</p> <p>病床確保料は、1床あたり</p> <table border="0"> <tr> <td>ICU 病床</td> <td>301,000 円/日</td> </tr> <tr> <td>HCU 病床</td> <td>211,000 円/日</td> </tr> <tr> <td>その他病床</td> <td>52,000 円/日</td> </tr> </table> <p>② ①以外の場合</p> <p>病床確保料は、1床あたり</p> <table border="0"> <tr> <td>ICU 病床</td> <td>97,000 円/日</td> </tr> <tr> <td>重症又は中等症</td> <td>41,000 円/日</td> </tr> <tr> <td>その他病床</td> <td>16,000 円/日</td> </tr> </table>	ICU 病床	301,000 円/日	HCU 病床	211,000 円/日	その他病床	52,000 円/日	ICU 病床	97,000 円/日	重症又は中等症	41,000 円/日	その他病床	16,000 円/日
ICU 病床	301,000 円/日													
HCU 病床	211,000 円/日													
その他病床	52,000 円/日													
ICU 病床	97,000 円/日													
重症又は中等症	41,000 円/日													
その他病床	16,000 円/日													
	<p>人工呼吸器、簡易陰圧装置等の備品、個人防護具等の設備整備</p>	<p>神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)別表1及び2</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業</p>												

2 精神科コロナ重点医療機関において、認定要綱第2条第5号の事務を行うに当たり、対象経費の欄に掲げた経費については、県からの派遣要請に基づく医療チーム派遣事業として県に求償する。

認定区分	対象経費	
精神科コロナ重点医療機関 (認定要綱第2条第1項第3号に該当する医療機関)	精神科領域における医療の提供や看護の実施及びコンサルテーション等の支援に関する費用 (県の派遣依頼により、精神疾患を有する新型コロナウイルス感染症患者が入院している医療機関等への医療チーム派遣による医療提供等を行った際に、派遣に要した費用)	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分) (8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業を活用し、県が負担金として拠出する。 (医療チーム派遣経費) 医師 1人1時間あたり 7,550円 医師以外の医療従事者 1人1時間あたり 2,760円 業務調整員 1人1時間あたり 1,560円 ※令和2年12月14日以降に重点医療機関に医療チームを派遣する場合は、派遣経費を次のとおり引き上げる。 医師 1人1時間あたり 15,100円 医師以外の医療従事者 1人1時間あたり 5,520円 業務調整員 1人1時間あたり 3,120円 (医療チーム活動費) 実費相当額 ※医療チーム活動費とは、个人防护具、医薬品、医療消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。

(参考) 国の重点医療機関の主な指定要件

施設要件	(1) 病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床確保を行っていること。 ※ 看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。病棟単位の考え方は診療報
------	--

	<p>酬上の考え方に依拠する。</p> <p>ただし、ICU 病床内などで看護単位を分けることが困難な場合、1看護単位を日ごとのシフト調整により「新型コロナ患者対応」と「一般患者対応」などに分割し、同日中に陽性又は疑い患者と一般患者を診療しない体制であっても要件に該当する。</p> <p>(2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。</p>
受入患者 (確定患者又は疑い患者)に関する要件	<p>(1) 既に PCR 検査又は抗原検査で陽性と確定している患者</p> <p>(2) 都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者(新型コロナウイルス感染症疑い患者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の疑似症の届け出が出されているものに限る。)</p>
機能要件	都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。
報告事項	重点医療機関の管理者(代理の者)は重点医療機関として指定されている期間中は、毎日 G・MIS 及び HER・SYS に空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。

(参考) 国の協力医療機関の主な指定要件

施設要件	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床を確保していること。</p> <p>(2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線であること。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症疑い患者に対して必要な検体採取が行えること。</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。</p>
受入患者 (確定患者又は疑い患者)に関する要件	都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の疑似症の届け出が出されているものに限る。)
機能要件	都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。
報告事項	協力医療機関の管理者(代理の者)は協力医療機関として指定されている期間中

	は、毎日 G-MIS 及び HER-SYS に空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。
--	---

精神科医療に係る神奈川モデル医療機関認定要綱 新旧対照表(案)

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた神奈川県の新たな精神科医療体制（以下「精神科医療に係る神奈川モデル」という。）における精神科コロナ重点医療機関及び精神科コロナ<u>重点医療機関協力</u>病院（以下「精神科コロナ重点医療機関等」という。）の認定に関し必要な事項を定める。</p> <p>(精神科コロナ重点医療機関)</p> <p>第2条 精神科コロナ重点医療機関は、次のいずれかの医療機関とする。</p> <p>(1) 点滴や酸素投与等が必要な新型コロナウイルス<u>感染症患者</u>の中等症患者であり、かつ、精神疾患を有する患者を重点的に受け入れる医療機関</p> <p>(2) 新型コロナウイルス<u>感染症患者</u>の軽症又は無症状の患者であり、かつ、精神疾患を有する患者であって、その精神疾患の症状により他の精神科病院では対応が困難な患者を重点的に受け入れる医療機関</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号の医療機関の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス<u>感染症患者</u>であって、点滴加療、酸素投与が必要な患者、65歳以上の高齢者、重症化リスクが高い心疾患などの既往疾患があり経過観察が必要な中等症患者であり、かつ、精神疾患を有する患者の入院管理</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた神奈川県の新たな精神科医療体制（以下「精神科医療に係る神奈川モデル」という。）における精神科コロナ重点医療機関及び精神科コロナ<u>疑い例等対応</u>病院（以下「精神科コロナ重点医療機関等」という。）の認定に関し必要な事項を定める。</p> <p>(精神科コロナ重点医療機関)</p> <p>第2条 精神科コロナ重点医療機関は、次のいずれかの医療機関とする。</p> <p>(1) 点滴や酸素投与等が必要な新型コロナウイルス<u>PCR陽性</u>の中等症患者であり、かつ、精神疾患を有する患者を重点的に受け入れる医療機関</p> <p>(2) 新型コロナウイルス<u>PCR陽性</u>の軽症又は無症状の患者であり、かつ、精神疾患を有する患者であって、その精神疾患の症状により他の精神科病院では対応が困難な患者を重点的に受け入れる医療機関</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号の医療機関の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス<u>PCR陽性</u>であって、点滴加療、酸素投与が必要な患者、65歳以上の高齢者、重症化リスクが高い心疾患などの既往疾患があり経過観察が必要な中等症患者であり、かつ、精神疾患を有する患者の入院管理</p>

新	旧
<p>(2) 略</p> <p>4 第1項第2号の医療機関の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症患者</u>の軽症又は無症状の患者であり、かつ、精神疾患を有する患者であって、その精神疾患の症状により他の精神科病院では対応が困難な患者の入院管理</p> <p>(2) 略</p> <p>5 略</p> <p>(精神科コロナ<u>重点医療機関協力病院</u>)</p> <p>第3条 精神科コロナ<u>重点医療機関協力病院</u>は、<u>次項第1号及び第2号並びに第3号の役割又は第4号の役割を担い、精神科コロナ重点医療機関を支援する医療機関とする。</u></p> <p>2 精神科コロナ<u>重点医療機関協力病院</u>の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症</u>に係る検査結果は不明だが疑似症のある患者であり、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第27条又は第29条の2の規定による精神保健指定医の診察の結果、入院の必要があるとされた患者の入院管理</p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症</u>に係る検査は未実施だが疑いのある患者であり、かつ、法第27条又は第29条の2の規定による精神保健指定医の診察の結果、入院の必要があるとされた患者の入院管理</p> <p>(3) 前号の患者について、県保健福祉事務所又は市保健所との調整による<u>新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施</u></p> <p>(4) <u>精神科コロナ重点医療機関</u>において「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>における<u>新型コロ</u></p>	<p>(2) 略</p> <p>4 第1項第2号の医療機関の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルスPCR陽性</u>の軽症又は無症状の患者であり、かつ、精神疾患を有する患者であって、その精神疾患の症状により他の精神科病院では対応が困難な患者の入院管理</p> <p>(2) 略</p> <p>5 略</p> <p>(精神科コロナ<u>疑い例等対応病院</u>)</p> <p>第3条 精神科コロナ<u>疑い例等対応病院</u>は、精神科コロナ重点医療機関を支援する医療機関とする。</p> <p>2 精神科コロナ<u>疑い例等対応病院</u>の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>PCR</u> 結果は不明だが疑似症のある患者であり、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第27条又は第29条の2の規定による精神保健指定医の診察の結果、入院の必要があるとされた患者の入院管理</p> <p>(2) <u>PCR</u> 検査は未実施だが疑いのある患者であり、かつ、法第27条又は第29条の2の規定による精神保健指定医の診察の結果、入院の必要があるとされた患者の入院管理</p> <p>(3) 前号の患者について、県保健福祉事務所又は市保健所との調整による<u>PCR検査の実施</u></p>

新	旧
<p data-bbox="286 164 1146 295"><u>新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」に定める退院基準を満たした患者の入院管理</u></p> <p data-bbox="241 355 333 387">(認定)</p> <p data-bbox="226 403 1146 678">第4条 <u>新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長</u>（以下「本部長」という。）は、<u>精神科コロナ重点医療機関</u>又は<u>精神科コロナ重点医療機関協力病院</u>の役割を担うことができると認める医療機関を、当該医療機関の管理者の同意に基づき、<u>精神科コロナ重点医療機関</u>又は<u>精神科コロナ重点医療機関協力病院</u>として認定することができる。</p> <p data-bbox="230 694 322 726">2 略</p> <p data-bbox="230 742 1146 873">3 第1項の規定による認定にあたり、<u>精神科コロナ重点医療機関</u>及び<u>精神科コロナ重点医療機関協力病院</u>の区分は重複することができる。</p> <p data-bbox="241 933 461 965">(認定の変更等)</p> <p data-bbox="226 981 512 1013">第5条～第9条 略</p> <p data-bbox="349 1077 450 1109">附 則</p> <p data-bbox="226 1125 875 1157">この要綱は、令和2年5月18日から施行する。</p> <p data-bbox="349 1173 450 1204"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="226 1220 1146 1300"><u>この要綱は、令和3年2月17日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、令和2年12月25日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1189 355 1281 387">(認定)</p> <p data-bbox="1173 403 2094 678">第4条 <u>新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長</u>（以下「本部長」という。）は、<u>精神科コロナ重点医療機関</u>又は<u>精神科コロナ疑い例等対応病院</u>の役割を担うことができると認める医療機関を、当該医療機関の管理者の同意に基づき、<u>精神科コロナ重点医療機関</u>又は<u>精神科コロナ疑い例等対応病院</u>として認定することができる。</p> <p data-bbox="1178 694 1270 726">2 略</p> <p data-bbox="1178 742 2094 873">3 第1項の規定による認定にあたり、<u>精神科コロナ重点医療機関</u>及び<u>精神科コロナ疑い例等対応病院</u>の区分は重複することができる。</p> <p data-bbox="1189 933 1408 965">(認定の変更等)</p> <p data-bbox="1173 981 1460 1013">第5条～第9条 略</p> <p data-bbox="1328 1077 1429 1109">附 則</p> <p data-bbox="1173 1125 1823 1157">この要綱は、令和2年5月18日から施行する。</p>

新

旧

第1号様式

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長 殿

所在地

名称

管理者

「精神科医療に係る神奈川モデル医療機関同意書」

令和 年 月 日付け 第 号で依頼がありました、精神科医療に係る神奈川モデル医療機関の認定について同意します。

区分	精神科コロナ重点医療機関	要綱第2条第1号該当	
		要綱第2条第2号該当	
		要綱第2条第3号該当	
	精神科コロナ重点医療機関協力病院		
備考			

- ※ 区分は、該当するものに○印をつけてください
- ※ 区分が重複する場合は、複数○印をつけてください
- ※ 精神科コロナ重点医療機関協力病院を選択した場合は、要綱第3条第2項に規定する役割のうち対応可能な役割を備考欄に記入してください。

事務担当

第1号様式

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長 殿

所在地

名称

管理者

「精神科医療に係る神奈川モデル医療機関同意書」

令和 年 月 日付け 第 号で依頼がありました、精神科医療に係る神奈川モデル医療機関の認定について同意します。

区分	精神科コロナ重点医療機関	要綱第2条第1号該当	
		要綱第2条第2号該当	
		要綱第2条第3号該当	
	精神科コロナ疑い例等対応病院		
備考			

- ※ 区分は、該当するものに○印をつけてください
- ※ 区分が重複する場合は、複数○印をつけてください

事務担当

